

第10章

基本構想の推進

1 基本構想の進行管理体制

『移動等円滑化の促進に関する基本方針』では、特定事業計画に基づく事業推進のみならず、実施された事業の成果について評価を行い、必要に応じて基本構想の見直しや新たな基本構想の作成を行うことが望ましいとされています。

本市では、本基本構想策定時に特定事業計画を作成(Plan)するとともに、事業の実施(Do)、事後評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルに基づき、基本構想の段階的かつ継続的な発展(スパイラルアップ)を目指すことから、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会」を引き続き設置します。また、外部評価の導入、障がい者雇用により事務局に障がい当事者が直接的に携わることで、取組の深度化を図るとともに、新たな視点からのアプローチについても検討していきます。

特定事業計画の作成状況や特定事業等の進捗状況のほか、市が主体となって取り組む事業の実施状況について毎年度照会を行い確認し結果を公表するとともに、短期・中期の事業完了時期となる令和6(2024)年度、令和9(2027)年度には中間評価を実施し、必要に応じて事業の追加や見直しを検討します。また、定期的な事業者との意見交換の実施や完了案件の共有、前年度に完了した特定事業等の確認を市民部会等と協力して行うなど、事業者と事務局が連携した事業の推進を目指します。

さらに、目標年次である令和14(2032)年度には、本基本構想の評価を行い、見直しの必要性について検討します。

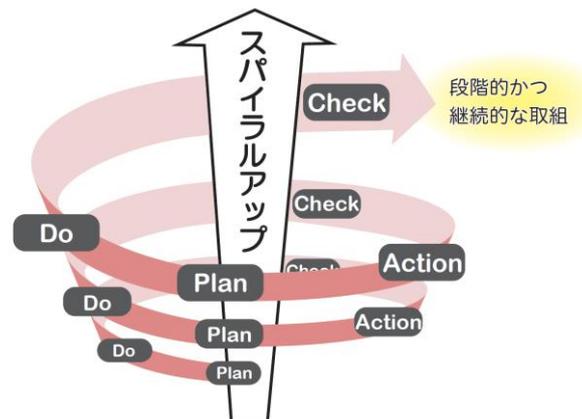
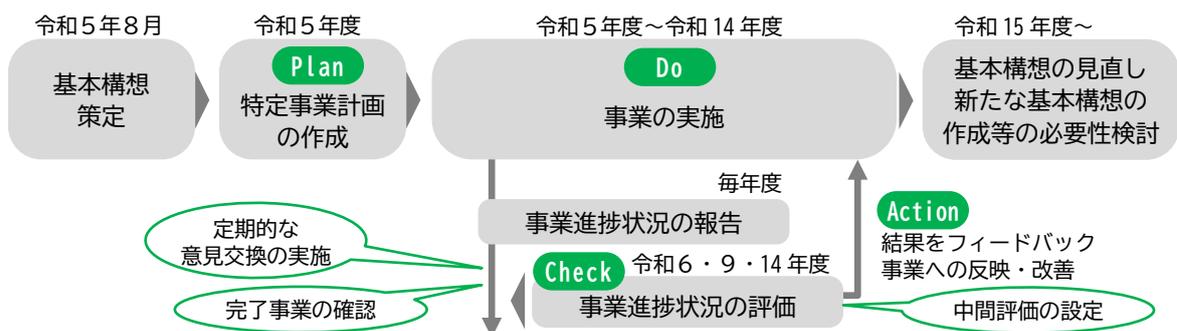


図 PDCAサイクルのスパイラルアップのイメージ



茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会及び市民部会等による基本構想の推進

図 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会による基本構想の推進

2 心のバリアフリーの推進

市民部会では、これまで多様な市民参加と協働による心のバリアフリーの推進に向けた取組を展開しており、その成果は、国の資料や学会等で好事例として紹介されるなど、市民部会による取組が広く評価されています。

本基本構想では、旧基本構想における取組を踏まえ、継続的に展開していきます。また、市民部会主体の取組を核として、関係団体や障がい当事者等、さらには一般市民に取組を広く周知し、参加や協働の機会を積極的に設けていきます。

広報ちがさきを活用した心のバリアフリーの普及啓発について、これまでは障がい当事者等からの一方的なメッセージの発信に留まっていたましたが、今後は、心のバリアフリーにまつわるメッセージを市民から募集して掲載するなど、市民が主体的に参加できる機会を設け、多くの人に関わりお互いに歩み寄った取組を目指します。そして、市民一人ひとりが心のバリアフリーを理解し、日常生活の中で行動を起こすことにつなげていく必要があります。

心のバリアフリー教室については、これまでの実績をもとに、開催校の増加を目指すとともに、市内事業者向けのバリアフリー研修に知見を展開していくなど、取組内容の発展と受講対象者の拡大を目指します。そのためには、庁内や関係機関との連携を強化するとともに、開催を支援するボランティアの登録制度の導入を検討するなど、関係団体や障がい当事者等との協働による体制づくりを行う必要があります。

上記以外の取組についても、市民の参加や協働・連携を念頭に、市民部会が主体となり、関係団体や障がい当事者等の意見を取り入れながら、これまでの検討や実践を踏まえ、さらなる発展に向けた検討を行うなど、継続的かつ段階的な取組の展開を目指します。

3 市民、事業者、行政の役割と責務に基づくバリアフリー化の推進

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、バリアフリー化を促進するために、国民、事業者、地方公共団体それぞれに責務を課しています。

本市では、基本理念・目標の実現に向けて、各主体の役割と責務を明確化し、それぞれの立場からバリアフリー化を推進していきます。

表 茅ヶ崎市における市民・事業者・行政の役割と責務

		役割	責務
市民		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者等への理解促進 ・高齢者、障がい者等の施設利用の妨げとなる視覚障がい者誘導用ブロック上への駐輪や車いす使用者用駐車施設への駐車禁止 ・高齢者、障がい者等の移動及び施設利用への積極的な手助け ・「心のバリアフリー」の実践に資する主体的な取組の実施、行政等が行う啓発活動等への積極的な参加や協働 ・高齢者障がい者等用施設等の適正な利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深める。 ・高齢者、障がい者等の円滑な移動及び施設利用を確保することに積極的に協力する。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> 重点整備地区(特定事業者) ・特定事業計画の作成及び事業の実施 ・事業の実施状況の報告 ・高齢者、障がい者等の意見の事業への反映 市域全体 ・施設のバリアフリー整備の推進 ・高齢者、障がい者等への適切な情報提供 ・継続的な教育訓練 ・一般の利用者の「心のバリアフリー」を推進するための広報活動及び啓発活動等 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者等の円滑な移動及び施設の利用を実現するために、必要な措置を講じるよう努める。
行政	国・県・市	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業計画の作成状況や事業の実施状況の把握 ・円滑な事業実施に係る情報提供 ・事業者間の連絡調整の場の設置 ・高齢者、障がい者等と特定事業者の意見交換の場の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者等の移動等円滑化の促進のための施策の内容について必要な措置を講じることでスパイラルアップを図る。 ・地域の実情に即して、移動等円滑化のための事業に対する支援措置や、市民の理解を深めるための広報活動などの必要な措置を総合的かつ計画的に講ずるよう努める。
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者の参加や協働による広報・啓発・教育活動等を通じた「心のバリアフリー」の推進 ・教育啓発特定事業の位置づけにより関係者を巻き込んだ「心のバリアフリー」の取組の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化促進方針協議会を活用すること等により移動等円滑化の進展の状況等の定期的な評価を行うよう努める。

4 基本構想改定後の市民参加

道路や施設のバリアフリー化に向けて、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準に則った整備が行われておりますが、高齢者、障がい者等の使い勝手が十分に把握されずに整備され、実際には利用しにくいものとなっている場合があります。

街づくり条例の改正等では、施設整備の計画段階から、障がい者等を含む多様な関係者の参画を得て整備を行っていくことが明記されました。

本市においても、施設整備にあたっては、実際に利用する高齢者、障がい者等の市民意見を採り入れていくことが重要となります。

本基本構想への改定にあたっては、多様な市民参加の機会を設け、より多くの市民意見を聴取してまいりました。今後の推進においても、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会を引続き設置し、継続的に市民意見を聴取する場などを設けていくこととします。

具体的には、特定事業のうち、大規模な改修を伴うもの等については、市民参加条例に基づき、事業実施段階に必ず市民（市民部会や当事者団体等）との意見交換の機会を設けてまいります。上記以外の特定事業や特定事業以外においても、事業者からの発意により、市民（市民部会や当事者団体等）との意見交換の場を積極的に設けることで、バリアフリー化の一層の推進を図ります。なお、意見交換の実施時期は、計画・設計・施工段階を基本としますが、軽微な改善等が可能な場合は、整備後の実施も可とします。

事業者が市民参加を実施する際には、事務局が参加者の調整を行うなど、実施に向けた支援を行います。市民参加の結果は、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会に報告していただくとともに、公表することとします。また、市民からの発意による意見交換も重要であり、事業者からの発意による場合と同様に進める必要があります。次ページに、意見交換の進め方及び体制図を示します。

さらに、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会では、市民の心のバリアフリーの理解促進に向け、福祉部局等と連携した研修会や講習会を実施するなど、心のバリアフリーの普及・啓発を推進していきます。

(1) 事業者からの発意による意見交換の場

<p>①意見交換に関する 発意・相談</p>	<p>特定事業者等は、特定事業等の実施にあたり、市民との意見交換を実施したい場合は事務局までご連絡いただきます(大規模な改修を伴うものについては設計・施工段階に事務局まで連絡)。</p>
<p>②対象者・方法等 の調整</p>	<p>特定事業者等は、市民参加の目的(事業内容等)に応じて、意見交換の対象者・方法等を事務局と調整します。</p>
<p>③参加者に依頼</p>	<p>事務局は、特定事業者等からの要望をもとに、参加者を人選し依頼します。</p>
<p>④意見交換の実施</p>	<p>特定事業者等は、具体的な事業内容を説明したうえで、市民との意見交換を行います。なお、事務局は必要に応じてオブザーバーとして参加します。</p>
<p>⑤事業への意見 反映状況の報告</p>	<p>特定事業者等は、意見交換で出た課題への対応方針を整理し、該当事業にどのように反映するのか等を市民に報告します。</p>
<p>⑥意見交換結果の 報告</p>	<p>特定事業者等は、意見交換結果を事務局にご報告いただき、協議会に結果を共有します。</p>

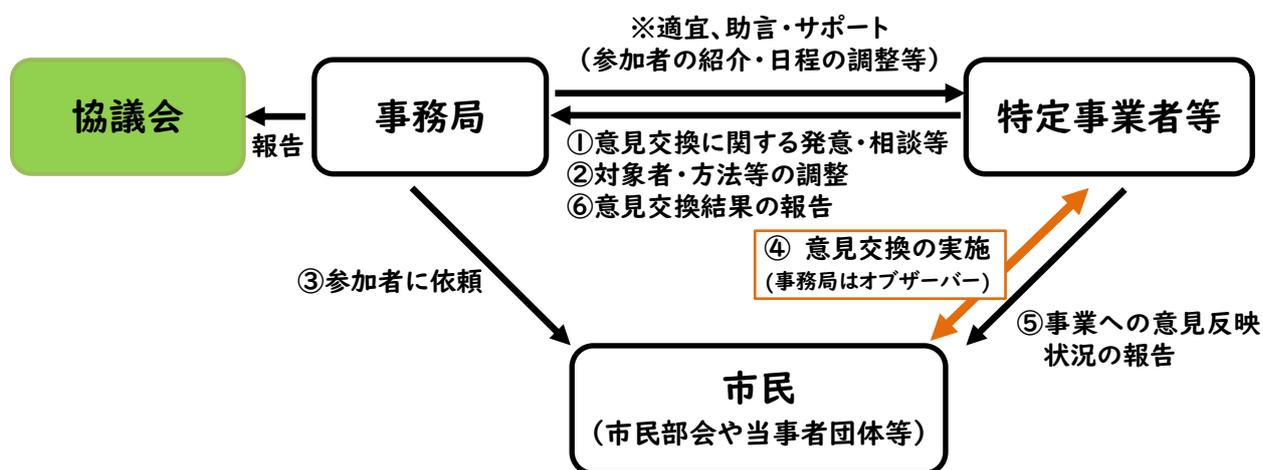


図 意見交換の進め方及び体制図

(2) 市民からの発意による意見交換の場

<p>①意見交換に関する 発意・相談</p>	<p>市民は、特定事業等について、特定事業等との意見交換を実施したい場合は事務局までご連絡いただきます(大規模な改修を伴うものについては設計・施工段階に事務局まで連絡)。</p>
<p>②対象者・方法等 の調整</p>	<p>事務局は、市民参加の目的(事業内容等)に応じて、意見交換の対象者・方法等を特定事業者等と調整します。</p>
<p>③参加者に依頼</p>	<p>事務局は、市民からの要望をもとに、参加者を人選し依頼します。</p>
<p>④意見交換の実施</p>	<p>特定事業者等は、具体的な事業内容を説明したうえで、市民との意見交換を行います。なお、事務局は必要に応じてオブザーバーとして参加します。</p>
<p>⑤事業への意見 反映状況の報告</p>	<p>特定事業者等は、意見交換で出た課題への対応方針を整理し、該当事業にどのように反映するのか等を市民に報告します。</p>
<p>⑥意見交換結果の 報告</p>	<p>特定事業者等は、意見交換結果を事務局にご報告いただき、協議会に結果を共有します。</p>

